

令和5年7月11日

報道機関各位

枚方市

## 和解の成立について

令和5年6月29日に枚方市議会へ報告した専決事項の和解案のとおり、和解が成立しましたのでご報告いたします。

### 記

#### 1. 和解期日

令和5年7月11日(火) 午後2時

#### 2. 当事者

原告1 枚方市外在住者

原告2 枚方市在住者

被告 住所 枚方市大垣内町2丁目1番20号

枚方市 代表者 枚方市長 伏見 隆

#### 3. 和解内容

- (1) 被告は「いじめ防止対策推進法」「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に違反する行為があったことを認め(以下、「本件」という)、原告らに謝罪する。
- (2) 被告は、本件の和解金として、原告1に対しては金150万円を、原告2に対しては金30万円を、いずれも令和5年8月10日かぎり、原告ら代理人の銀行預金口座に振り込んで支払う。振込み手続に要する費用は、被告の負担とする。
- (3) 原告らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 原告ら及び被告は、原告らと被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

担当: 児童生徒支援課

内線 1015-8021